

税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて

財 関 第 4 3 9 号
平成 31 年 3 月 30 日
改正 財 関 第 1 7 1 7 号
令和 元 年 12 月 16 日
改正 財 関 第 4 1 5 号
令和 2 年 3 月 31 日
改正 財 関 第 2 6 0 号
令和 3 年 3 月 31 日
改正 財 関 第 2 0 6 号
令和 4 年 3 月 31 日
改正 財 関 第 1 2 1 1 号
令和 5 年 12 月 15 日
改正 財 関 第 2 5 9 号
令和 6 年 3 月 31 日

標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成 31 年 4 月 1 日から、これにより実施されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。

記

（用語の意義）

- 1 税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号。以下「省令」という。）の規定に関する用語の意義については、次による。
 - (1) 省令第 3 条第 2 項に規定する電子情報処理組織とは、税関検査場電子申告ゲート（以下「Eゲート」という。）をいう。
 - (2) 省令第 3 条第 2 項に規定する申請等とは、関税法施行令（昭和 29 年政令

第150号)第59条第1項に規定する関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入申告(輸入しようとする貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときに限る。)及び関税定率法施行令(昭和29年政令第155号)第14条第1項に規定する申告をいう。

- (3) 省令第3条の2に規定する税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機とは、税関検査場等に設置された電子申告端末(顔認証機能を有するか有しないかを問わない。)をいう。

(携帯品等の輸入申告手続)

2 Eゲートを使用して行う携帯品等の輸入申告手続については、次による。

- (1) モバイルアプリケーションにより作成された携帯品・別送品申告情報が含まれる二次元コード(以下「二次元コード」という。)を電子申告端末に読み取らせることにより行うよう申告者に求めるものとする。

なお、二次元コードの読取りに替えて携帯品・別送品申告情報を電子申告端末(顔認証機能を有するものに限る。)に直接入力させることができる。

- (2) 別送品がある旨の情報が含まれた輸入申告を受理したときは、税関において「携帯品・別送品申告書」(別紙様式)を1通印刷し、確認済の旨を記載して申告者に交付するものとする。

なお、別送品を輸入する場合の申告手続については、関税法基本通達67-4-10(4)の規定を準用する。

- (3) 上記により輸入申告された携帯品・別送品申告情報の訂正は、原則として、申告者からの申出に基づき、税関において電子申告端末(顔認証機能を有しないもの。以下同じ。)にて行った上で申告者に訂正後の申告内容の確認を求めるか、申告者において電子申告端末にて行わせることにより認めることとする。ただし、やむを得ない事情等が認められる場合には、税関において訂正の上、訂正後の申告内容が記載された「携帯品・別送品申告書」を1通印刷し、申告者に訂正した内容を確認した旨の署名を求めた上で、訂正を認めることとする。

なお、当該申告書は税関において保管するものとする。

以上